

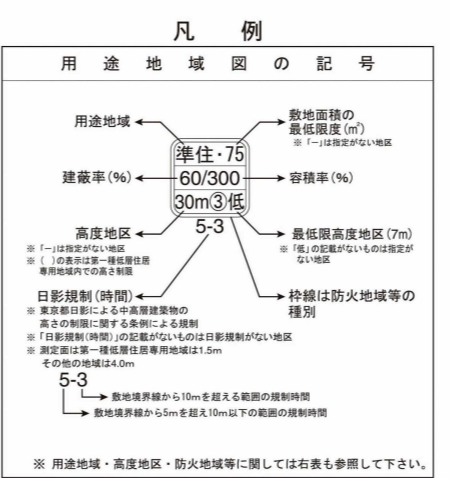
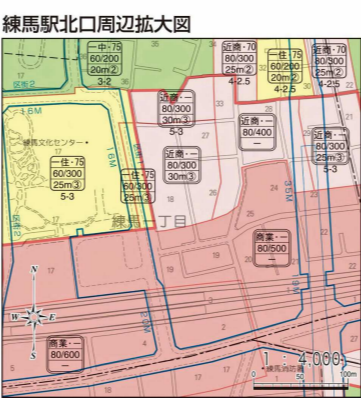
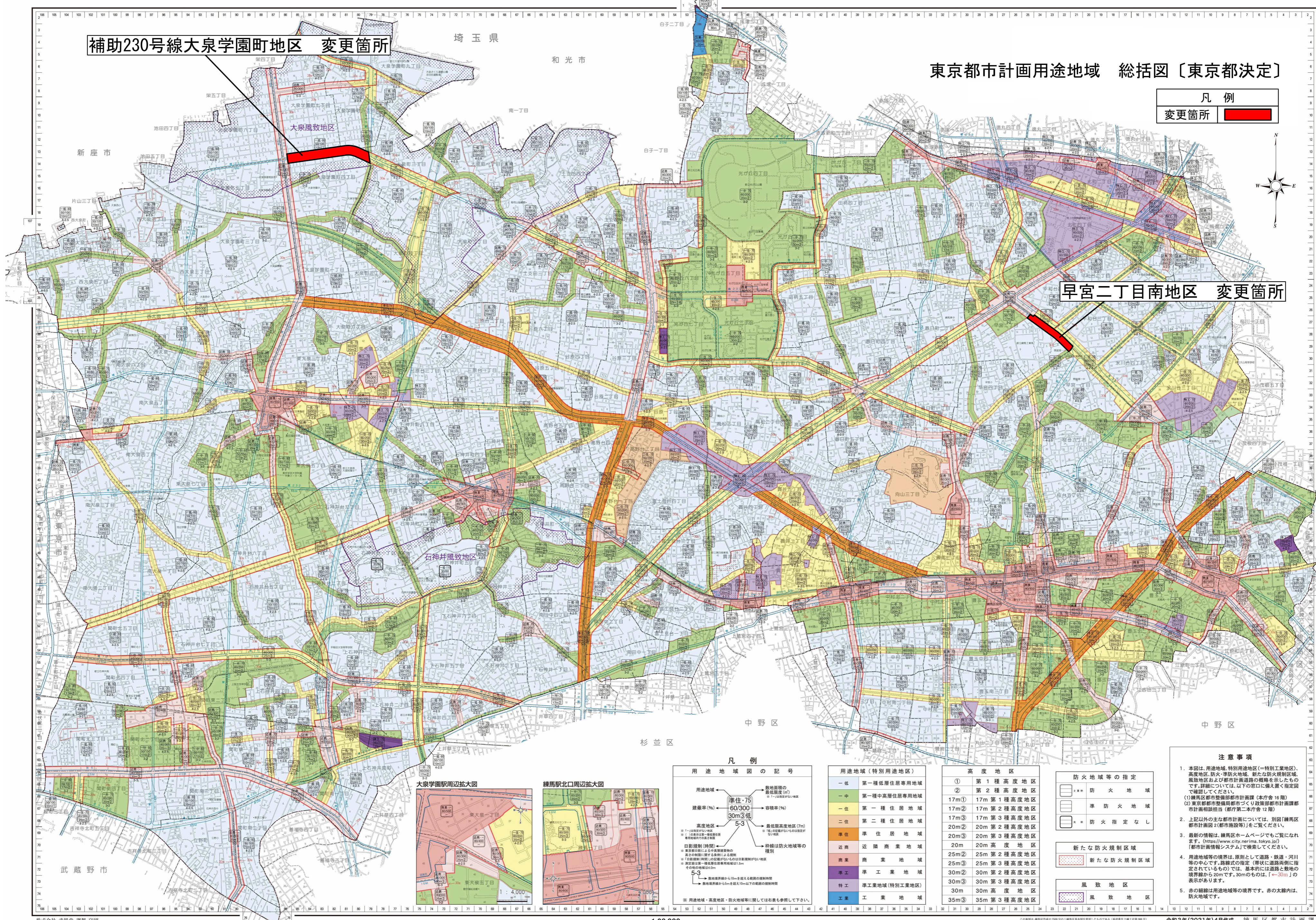
補助230号線大泉学園町地区 変更箇所

埼玉県
和光市

東京都市計画用途地域 総括図〔東京都決定〕

凡例
変更箇所

早宮二丁目南地区 変更箇所



用途地域 (特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定	
■ ■ ■	防火地域
□ □ □	準防火地域
□ □ □	防火指定なし

新たな防火規制区域	
■ ■ ■	新たな防火規制区域
■ ■ ■	風致地区

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に備え置く指定図を確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)「都市計画情報システム」で検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線、路線式の指定(帯状に道路側に指定されているもの)では、基本的に道路と敷地の境界線から20mです。基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「=30m」の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。